

小田原市学校給食センター整備事業
優先交渉権者選定基準
【修正版】

小田原市教育委員会
令和3年10月19日

目次

第 1	基本事項.....	1
第 2	第 1 次審査.....	3
第 3	書類確認.....	3
第 4	第 2 次審査.....	3
第 5	優先交渉権者の選定	8

第1 基本事項

1 本書の位置付け

本書は、小田原市（以下、「発注者」という。）が小田原市学校給食センター整備事業（以下、「本事業」という。）の優先交渉権者を選定するに当たって、最も優れた者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、本事業に係る実施要領及び要求水準書等と一体のものとして扱う。

2 基本的な考え方

本事業は、調理運営のしやすい施設整備を行うため、民間における高度な技術を活用することを目的として、「技術提案・交渉方式」（設計交渉・施工タイプ）により優先交渉権者を選定するため、「技術提案」と「価格」について総合的に評価を行う。

3 選定委員会の設置

発注者は、提案内容の審査に関して、「小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。また、選定委員会の委員を、以下、「選定委員」という。）を設置する。

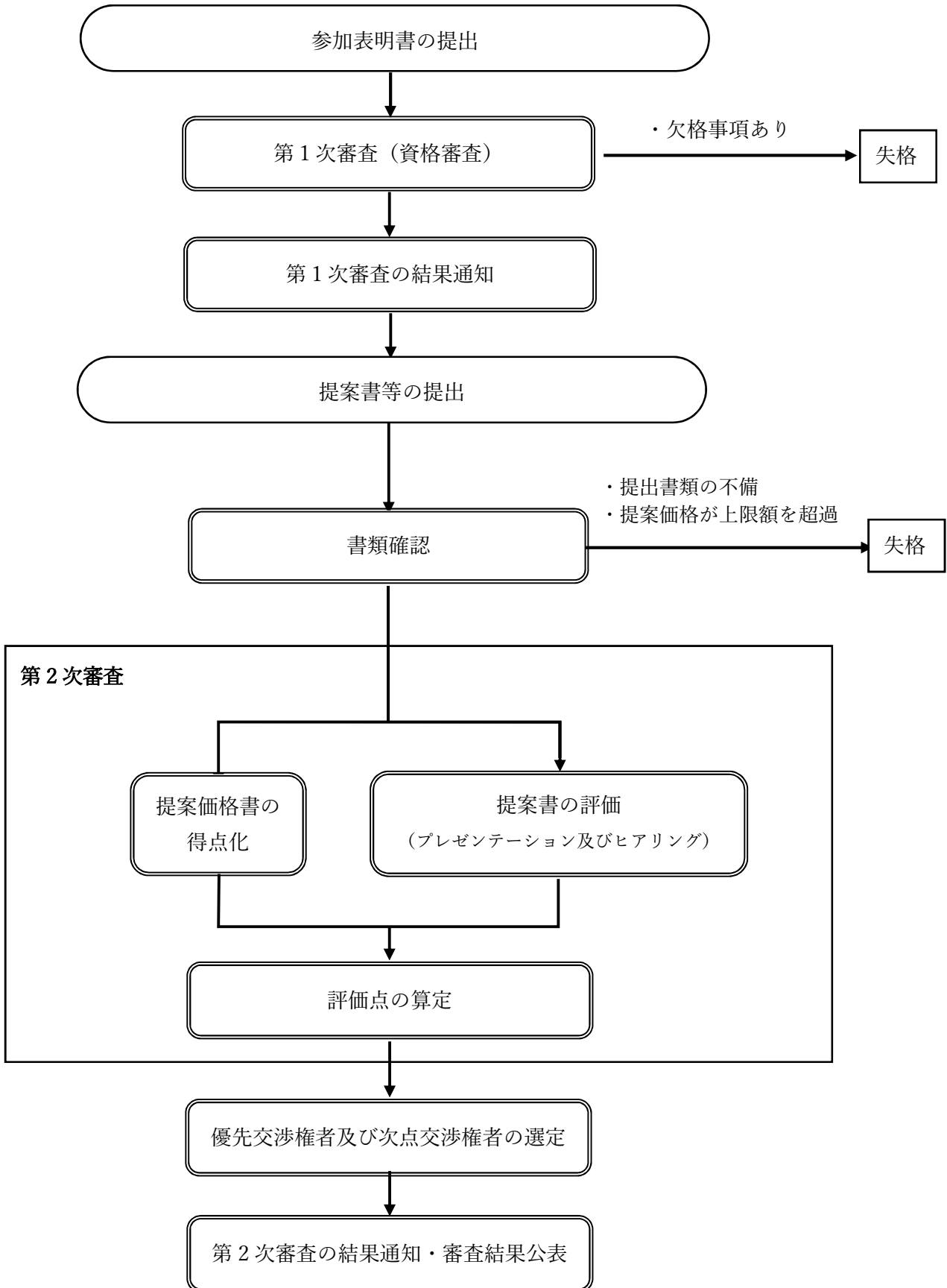
4 審査全体の流れ

参加表明書を提出した事業者（以下「応募者」という。）に対し、第1次審査として、参加表明書に基づき資格要件を満たすか等の確認を行い、審査の結果について、応募者に通知する。

第1次審査を通過した応募者は、提案書等を提出することができる。選定委員会は、提出された提案書等について、本書に基づき審査を実施する。

（図表1 審査の流れ 参照）

図表 1 審査の流れ



第2 第1次審査

発注者は、参加表明書をもとに、応募者が実施要領「4 応募資格」に記載された要件を満たすことを確認する。

必要書類及び提出方法については実施要領「5（3）参加申し込みの受付」による。

発注者は、応募資格を満たした者（以下「提案者」という。）に提案書等提出の要請を、応募資格を満たすことが確認できない場合には、非選定とする旨をそれぞれ書面にて通知する。

なお、第1次審査の結果は、第2次審査に反映しないものとする。

第3 書類確認

提案者から提出された提案書、提案価格書等及び財務関係書類の内容を確認し、書類の不備が確認された場合、または、提案価格が実施要領「2（5）事業費」に記載する第Ⅰ期又は第Ⅱ期の事業費上限額を上回った場合には、当該提案者を失格とする。なお、軽微な書類不備等の場合はこの限りではない。

第4 第2次審査

提案者は、期限までに、発注者に提案書等を提出すること。提出書類及び提出方法については、実施要領「5（5）提案書等の受付」による。

提出された提案書等について、以下の要領で確認を行う。

1 提案価格書の得点化

提案者から提出された価格について価格点を算出する。

価格点は、提案価格書の価格（総額）を次の算式により換算し、得点を付与する。

また、得点化の際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

$$\text{当該提案者の価格点} = 80 \times (\text{提案者の最低価格} / \text{当該提案者の価格})$$

2 提案書の評価

提案書評価の評価項目については、図表2「提案書評価項目」に示す評価項目及び評価の着眼点等に基づき、選定委員が提案書の内容について図表3「得点化基準」に従って得点を付与する。なお、事業遂行能力のうち工程計画、施設計画に関する事項及び業務に関する事項については、配点ごとに選定委員の平均点を算出し、それらの合計点を提案書評価の評価点とする。

また、平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

図表2 提案書評価項目

評価項目 (関連様式)	評価の着眼点	主な評価の視点	評価点	
事業遂行能力 (様式8-1)	実施体制	・企業実績	10	50
		・経験豊富な担当者	15	
		・財務状況	10	
	工程計画	・事業スケジュールの合理性	15	
施設計画に関する事項 (様式任意)	周辺との関係	・周辺環境、景観への配慮及び調和 ・配送車、歩行者等の動線計画	30	160
	調理運営しやすい 諸室の計画	・効率的な諸室配置 ・衛生管理への対応 ・清掃管理への対応	40	
	厨房機器の性能、 及び維持管理 への配慮	・調理能力への対応 ・メンテナンスのしやすい機器の選定 ・ランニングコストへの配慮 ・調理器具更新への配慮	35	
	電気、機械設備の 維持管理への配慮	・メンテナンスのしやすい機器の選定 ・省エネ機器や環境へ配慮した機器の選定 ・機器更新への配慮 ・労働環境への配慮	25	
	その他	・食育推進への対応 ・市民利用への対応 ・環境への配慮 ・防災及び災害への対応	30	
業務に関する事項 (様式任意)	品質確保	・設計から施工までを通じた、品質確保の 取組	20	90
	コスト管理	・設計から施工までを通じて、提案時の 価格を維持する取組	20	
	工程管理	・設計から施工までを通じた、工程管理の 取組	20	
	安全等管理	・施工時における安全管理と周辺対応への 取組	15	
	開業準備支援	・習熟のための研修、調理リハーサル ・マニュアル作成 ・施設の管理・運営への支援	15	
地域貢献・社会貢献 (様式8-2)	地域貢献	・協力企業数	10	20
	社会貢献	・持続可能な社会への貢献、女性活躍、 障がい者雇用、防災活動、地域活動、 環境保全活動	10	
合計			320	

図表3 得点化基準

評価項目 (関連様式)	評価の着眼点	評価	評価の意味	得点化方法
事業遂行 能力 (様式8-1)	実施体制	「(1) 実施体制に対する得点化方法」のとおり		
	工程計画	A	各工期が適切かつ極めて合理性がある	A : 配点×1.0
		B	各工期が適切かつ合理性がある	B : 配点×0.8
		C	各工期が適切である	C : 配点×0.6
		D	各工期が一部適切でない	D : 配点×0.4
E		各工期が適切でない	E : 配点×0.2	
施設計画に 関する事項 (様式任意)	周辺との関係	A B C D E	具体的な提案があり、かつ内容が特に優れている 具体的な提案があり、かつ内容が優れている 具体的な提案があるが、普通である 具体的な提案が少ない 具体的な提案がない	A : 配点×1.0 B : 配点×0.8 C : 配点×0.6 D : 配点×0.4 E : 配点×0.2
	調理運営しやすい 諸室の計画			
	厨房機器の性能、 及び維持管理への 配慮			
	電気、機械設備の 維持管理への配慮			
	その他			
業務に 関する事項 (様式任意)	品質確保	A B C D E	具体的な提案がない	E : 配点×0.2
	コスト管理			
	工程管理			
	安全等管理			
	開業準備支援			
地域貢献 ・社会貢献 (様式8-2)	地域貢献	「(2) 地域貢献に対する得点化方法」のとおり		
	社会貢献	「(3) 社会貢献に対する得点化方法」のとおり		

(1) 実施体制に対する得点化方法

ア 企業実績

下記に該当する実績について点数を加算する。

該当する実績を確認できる、契約書（写）及び施設概要の確認資料を提出すること。

項目	内容	加算点数
調理機器企業	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した、一日 3,800 食以上の調理能力を持つ新設の学校給食共同調理場の主な調理機器を納入した実績	5 件以上：5 2～4 件：3
設計企業	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積が 2,500 m ² 以上の建築物の新築工事において、建築分野の設計を元請けとして受注した実績	3 件以上：5 2 件：3
加算点数合計		10

イ 経験豊富な担当者

下記に該当する実績について、点数を加算する。なお、加算点数の上限は 15 点とする。

該当する実績を確認できる契約書（写）、施設概要の確認資料及び従事状況の証明書類を提出すること。

項目	内容	加算点数
統括管理技術者	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した公共工事において主任技術者又は監理技術者として 3 件以上従事した実績（前職での経歴を含む）	5
監理技術者		3
現場代理人	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した公共工事において現場代理人として 3 件以上従事した実績（前職での経歴を含む）	2
設計業務管理技術者	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積が 2,500 m ² 以上の建築物の新築工事に係る設計について主任技術者として 2 件以上従事した実績	3
建築設計主任技術者		2
電気設備設計主任技術者	平成 23 年 4 月以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ床面積が 2,500 m ² 以上の建築物の新築工事に係る設計について主任技術者として 1 件以上従事した実績	1
機械設備設計主任技術者		1
加算点数上限		15

※配置技術者を兼務し該当する実績が複数の場合、加算点数が高いもののみ加算する。

ウ 財務状況

項目	評価	評価の意味	得点化方法
財務状況の健全性 (2か年の財務諸表から、収益性、安全性、活動性の評価)	A	非常に優れている	10×1.0
	B	優れている	10×0.8
	C	普通	10×0.6
	D	やや劣る	10×0.4
	E	劣る	10×0.2

(2) 地域貢献に対する得点化方法

共同事業体の構成員以外の協力企業について、市内企業1社につき2点を加算する。また、協力企業が小田原市内の組合等の場合は、3点を加算する。ここでいう市内企業とは、小田原市内に本店を有する企業をいう。

なお、加算点数の上限は10点とする。

算定の対象とした市内企業又は組合等の同意を確認するため、地域貢献関心表明書(様式8-3)を提出すること。

項目	加算点数
市内企業	2
小田原市内の組合等	3
加算点数上限	10

(3) 社会貢献に対する得点化方法

共同事業体の構成員が市内企業であった場合、下記に該当する実績について点数を加算する。なお、建設JVにおいては、各々の構成員について点数を加算する。

加算点数の上限は10点とする。また、同じ市内企業において、1つの項目の中で加算する実績は1実績までとし、それ以上の加算は行わない。

該当する実績を確認できるもの(様式任意)を提出すること。

項目	加算点数
持続可能な社会への貢献、女性活躍推進に関して、小田原市が実施している制度の登録又は認定を受けている。	2
障がい者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者については、法定雇用率(2.3%)が達成されているか。または、障がい者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者(従業員43.5人未満)については、障がい者を雇用している。	2
小田原市と防災協定を締結している。 (所属する組合等が当該協定を締結している場合も含む)	2
小田原市において、地域の祭事、清掃活動、ボランティア活動等を行っている。	2
ISO14001(公的認証)の取得がある、又は省エネルギー、廃棄物削減、リサイクル率拡大等の環境保全活動を行っている。	2
加算点数上限	10

第5 優先交渉権者の選定

発注者は、提案書評価の評価点及び価格点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。提案書の総合評価点が最も高いものが同点で2者以上ある場合は、以下の項目順で点数比較を行い、得点が高い順に当該同点者の順位を決定する。

- ア 調理運営しやすい諸室の計画（図表2 提案書評価項目）
- イ 厨房機器の性能、及び維持管理への配慮（図表2 提案書評価項目）
- ウ 価格点

総合評価点の計算式は以下の通りとする。

総合評価点		提案書評価点		価格点
400 点満点	=	320 点満点	+	80 点満点